

# 重要事項説明書 (入園のしおり)

パシフィック・サステイナブル・インベストメント株式会社

## 小規模保育事業

### 「スクルドエンジェル保育園 浜松園」重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

#### 1・事業所の目的及び運営の方針

##### (1)事業の概要

事業所の名称： スクルドエンジェル保育園 浜松園

所在地： 浜松市中央区富塚町 1933-1 佐鳴湖パークタウンサウス 1B3 号室

##### (2)目的及び運営の方針

①スクルドエンジェル保育園 浜松園(以下、当事業所という。)は、「のびのび遊び、生きる力を持った子」「元気に挨拶のできる子」「想像力豊かで物事をよく考える子」「お友達や社会を思いやり信頼関係を築ける子」を目標とし、保育を提供します。

②当事業所は、以下の法令及びその他関係法令を遵守します。

- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

#### 2・当事業所における施設・設備等の概要

##### (1)施 設

|     |      |            |                      |              |
|-----|------|------------|----------------------|--------------|
| 敷 地 | 敷地全体 |            | 99.47 m <sup>2</sup> |              |
|     | 園庭   |            | 公園等の代替地 佐鳴湖公園        |              |
| 園 舎 | 構 造  |            | SRC 造                |              |
|     | 延べ面積 |            | 99.47 m <sup>2</sup> |              |
|     | 階数   | 14 階建の 1 階 | 建築年月                 | 昭和 63 年 10 月 |

## (2)主な施設

| 設備          | 部屋数 | 芯々面積                 | 有効面積                 |
|-------------|-----|----------------------|----------------------|
| 0 歳児室       | 1 室 | 17.93 m <sup>2</sup> | 16.19 m <sup>2</sup> |
| 1 歳児室       | 1 室 | 30.07 m <sup>2</sup> | 26.63 m <sup>2</sup> |
| 2 歳児室       | 1 室 | 16.45 m <sup>2</sup> | 15.92 m <sup>2</sup> |
| 保 育 室 合 計   |     | 64.45 m <sup>2</sup> | 58.74 m <sup>2</sup> |
| 幼児用トイレ(沐浴)  | 1 室 | 7.83 m <sup>2</sup>  | -                    |
| 調乳室兼調理室     | 1 室 | 8.00 m <sup>2</sup>  | -                    |
| 事務室         | 1 室 | 5.07 m <sup>2</sup>  | -                    |
| その他         |     | 14.12 m <sup>2</sup> | -                    |
| 施 設 全 体 合 計 |     | 99.47 m <sup>2</sup> | -                    |

## 3・提供する保育の内容

### (1)保育の提供

当事業所は、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117 号)に基づき、保育その他の便宜の提供を行います。

### (2)年間行事予定

年間行事予定はコドモンアプリ内の資料室にてご確認頂けます。

各行事の詳細については園だより、お知らせ配信等でお知らせいたします。

### (3)1 日の流れ

| 時刻     | 内容              |
|--------|-----------------|
| 7:00～  | 順次登園 遊び(園外活動含む) |
| 11:00～ | 昼食              |
| 12:30～ | 午睡              |
| 15:00～ | おやつ、遊び          |
| 18:00～ | 順次降園(延長保育)      |

※保育標準時間認定児童のおおよその 1 日の流れになります。

### (4)食事の提供

#### ①提供方法

当事業所内で調理し提供します。

#### ②提供内容

献立表は毎月別途お知らせします。

### ③提供時間

利用児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 午前間食      | 昼食         | 午後間食       |
|-----|-----------|------------|------------|
| 0歳児 | 9 時 30 分頃 | 11 時頃      | 14 時 30 分頃 |
| 1歳児 | 9 時 30 分頃 | 11 時 30 分頃 | 15 時頃      |
| 2歳児 | 9 時 30 分頃 | 11 時 30 分頃 | 15 時頃      |

### ④食物アレルギー等への対応

医師の診断、指導のもとに食事対応を相談させていただきます。

## 4・連携協力の概要

当事業所の保育が適正かつ確実に実施され、必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の施設と連携協力を行います。

| 施設の種類   | 幼稚園                                                                                                                                                    | 幼稚園           |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 施設名称    | 富塚幼稚園                                                                                                                                                  | 松城幼稚園         |
| 所在地     | 浜松市中央区富塚町 659                                                                                                                                          | 浜松市中央区鹿谷町 1-1 |
| 連携協力の概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替保育の提供(保育職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合)</li> <li>・保育内容の支援(定期的な施設一部および屋外遊技場の開放、合同保育の実施)</li> </ul> 卒園後希望者は優先的に入園可能 |               |

## 5・職員の職種、員数及び職務の内容

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりとします。職員の職務は、児童福祉法、その他関係法令の定めるところによることとします。

| 職 種 | 員数                                                      | 職務の内容                                      |
|-----|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 管理者 | 1人(常勤専従)                                                | 職員及び業務の管理を一元的に行い、入所児童を全体的に把握し、事業所業務をつかさどる。 |
| 保育士 | 入所児童数に応じて、基準以上の数の職員を配置する。なお、うち1人に限り、保健師又は看護師を配置する場合がある。 | 保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。         |
| 嘱託医 | 2 人(小児科医・歯科医)                                           | 健康診断の実施。<br>環境衛生、感染症予防等についての指導及び助言等を行う。    |

|     |       |                                              |
|-----|-------|----------------------------------------------|
| 調理員 | 2 人   | 連携施設における栄養士の指導のもと作成された献立表に基づき、給食及びおやつを調理する。  |
| 事務員 | 園長が兼務 | 電話・来客対応、シフト作成、備品管理・発注、行政への対応・書類作成、会計簿つけ等を行う。 |

#### 6・保育を行う日及び時間帯

当事業所において保育を提供する日及び時間は、以下のとおりとします。ただし、年末年始（12月29日～12月31日及び1月2日～1月3日）及び祝日を除きます。

なお、下記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供します。（別途利用者負担が発生します。）

|          | 提供日       | 提供時間         |
|----------|-----------|--------------|
| 保育標準時間認定 | 月曜日～土曜日まで | 7:00～18:00まで |
| 保育短時間認定  | 月曜日～土曜日まで | 8:00～16:00まで |

※保育を提供する日にあっても非常災害その他急迫の事情があるときは、市と協議のうえ特定教育・保育の提供を行わないことがあります。

#### 7・利用者負担額等

(1) 当事業所が徴収する利用者負担額の内容は以下のとおりとします。

- ①利用児童の居住する市町村が定める額の利用者負担額を基本保育料として事業所へ納付していただきます。
- ②利用者負担（保育料）以外の延長保育料等の利用料については下記の通りです。

|         | 1 日単位の延長  | 月極の延長        |
|---------|-----------|--------------|
| 延長保育利用料 | 100円/30 分 | 2, 000円/1 時間 |

※通常保育料が1・2階層に該当する場合は、免除となります。

※当事業所が設定する延長保育は 19 時 00 分までとなります。19 時 00 分超えた場合は 15 分毎に 1,000 円のご請求をする場合があります。

③保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

| No. | 費用の種類            | 支払いを求める理由     | 金額         |
|-----|------------------|---------------|------------|
| 1   | 帽子               | 屋外活動の際に使用するため | 700 円(入園時) |
| 2   | スポーツ振興センター掛金(任意) | 災害共済給付に加入するため | 240 円(年額)  |
| 3   | 行事参加費            | 行事实施費用に充当するため | 実費         |

行事参加費用等の実費相当額をご負担いただく場合がありますが、その場合は事前にその旨をお知らせいたします。

(2)地域型保育給付費の法定代理受領

①事業者は、子ども・子育て支援法第 29 条第 5 項(同法第 30 条第 4 項の規定において準用する場合も含む)の規定により、地域型保育給付費を保護者に代わって受領します。

(3)利用者負担額等の納付方法

①利用者負担(保育料)について、事業者は明細を付して当月 5 日までに保護者に請求し、保護者は保護者の指定する口座より、みずほファクター株式会社が提供する口座振替サービス「トータルネット」にて、当月 20 日(当日が休業日の場合は翌営業日)付、事業者へ支払います。尚、口座振替手続き完了の通知が届くまでは、事業者の発行する請求書記載の振込先口座に 25 日迄に振込むものとします。

【振込先口座】

金融機関名: 静岡銀行(0149)

支 店 名: 富塚支店(365)

預金種別: 普通預金

口座番号: 0564113

口座名義: パシフィック・サステイナブル・インベストメント株式会社

②利用者負担(保育料)以外の延長保育料等の利用料について、事業者は明細を付して保育の提供を行なった月の翌月 5 日までに保護者に請求し、保護者は保護者の指定する口座より、みずほファクター株式会社が提供する口座振替サービス「トータルネット」にて、翌月 20 日(当日が休業日の場合は翌営業日)付、事業者へ支払います。尚、口座振替手続き完了の通知が届くまでは、事業者の発行する請求書記載の振込先口座に 25 日迄に振込むものとします。

③月の途中で退所する場合の精算料金について、前項の定めにかかわらず、事業者は明細及び支払い期限を付して当月 25 日までに保護者に請求し、保護者は当月末までに事業者の指定する口座に振込にて支払います。

④月の途中退所における利用者負担(保育料)は、「特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書」で定めた利用者負担(保育料)に、その月途中退所であっても、保育料の返還は無いものとします。又、退所月における延長保育料等の利用料について、事業者は明細を付して保育の提供を行なった月の翌月 5 日までに保護者に請求し、保護

者は保護者の指定する口座より、みずほファクター株式会社が提供する口座振替サービス「トータルネット」にて、翌月 20 日(当日が休業日の場合は翌営業日)付、事業者へ支払います。尚、口座振替手続き完了の通知が届くまでは、事業者の発行する請求書記載の振込先口座に 10 日迄に振込むものとします。尚、当該請求明細書をもって領収書を発行したものとみなします。

(4)上記に掲げる費用以外に、費用負担が発生する場合にはその目的や金額等について、事前に説明いたします。

## 8・利用定員

総定員 19 人。内訳は次に掲げるとおりです。

(1)保育時間の認定を受けた満 1 歳以上満3歳未満の児童 16 人

(2)保育時間の認定を受けた満1歳未満の児童 3 人

ただし、認可基準の範囲内で、上記に定める定員を超えて受け入れることがあります。

## 9・利用の開始及び利用にあたっての留意事項及び終了に関する事項

(1)各種手続きについて

①入園に関する手続き

入園時には、別紙に定めた書類を提出して下さい。

②退園に関する手続き

退園が決定した場合には、1 か月前までに知らせるとともに退園届をご提出下さい。

(2)保育の提供の終了について

当事業所は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

①満 3 歳に到達したとき。ただし、満 3 歳に到達した日の属する年度の 3 月 3 1 日までのほか、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

②子ども・子育て支援法における教育・保育給付認定の要件に該当しなくなったとき。

③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(3)在園児の下の子の入園に関する条件

当事業所は、在園児の下の子の兄弟枠の確保期間を 4 月～6 月までの入園に限定させていただきます。それ以降の入園については、一般枠でのお申込みを頂くこととなりますので、予めご了承ください。

## 10・嘱託医

当事業所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1)小児科

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | 山手クリニック         |
| 医 院 長 名 | 平野 多加博          |
| 所 在 地   | 浜松市中央区山手町 22-14 |
| 電 話 番 号 | 053-452-2803    |

### (2)歯科

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 医療機関の名称 | あい歯科クリニック                     |
| 医 院 長 名 | 石川 昭                          |
| 所 在 地   | 浜松市中央区富塚町 1933-1 佐鳴湖パークタウンサウス |
| 電 話 番 号 | 053-415-9901                  |

## 11・緊急時における対応方法及び非常災害対策

### (1)利用児童の病状急変等への対応について

利用児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### (2)非常災害時の対策等について

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 非常時の対応    | 別途定める、消防計画書により対応します。         |
| 災害時の避難場所  | 佐鳴湖公園                        |
| 園児引き渡しの方法 | お迎え者を事前に確認しておき、本人確認の上引き渡します。 |

### (3)管轄する関係機関

|     |         |
|-----|---------|
| 消防署 | 中消防署    |
| 警察署 | 浜松中央警察署 |

### (4)保護者と連絡がとれないとき

ア) 緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子供の身体の安全を優先させ当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

## 12・要望・相談の受付

当事業所では、要望・相談等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|                           |                                                                                                                                                               |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 園名<br>スクルドエンジェ<br>ル保育園浜松園 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 門川 舞依</li> <li>・窓口責任者 徳吉 多恵子</li> <li>・第三者委員 長瀬 望 (03-6897-3893)</li> <li>・ご利用時間 月曜～金曜日まで 9:00～17:00</li> </ul> |
| ご利用相談窓口                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号: 053-525-7500</li> <li>・FAX 番号: 同上</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>                                  |
| 第三者委員会                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号: 053-525-7500</li> </ul>                                                                                         |

## 13・虐待の防止

### (1)職員の虐待防止のための措置

利用児童に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

### (2)家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、利用児童や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との交流を通じ、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

## 14・保険に関する事項

当事業所では、次の保険に加入しています。

|       |                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険の種類 | A. 園賠償責任保険<br>(①施設②生産物③見舞費用④管理財物補償⑤人格権侵害補償)                                                                        |
| 保険金額  | ① 対人 1名 10億円 1事故 10億円<br>対物 1事故 1,000万円<br>② 同上<br>③ 見舞費用・初期対応費用 1名 10万円<br>④ 1事故 100万円<br>⑤ 1名 50万円 1事故につき1,000万円 |

|       |                                                 |
|-------|-------------------------------------------------|
| 保険の種類 | B.園児団体傷害保険                                      |
| 保険金額  | 死亡・後遺障害 205万円      入院 日額 1,950円<br>通院 日額 1,300円 |

＊独立行政法人日本スポーツ振興センター(負担額:年額 240 円)

保育園内で発生した事故、登降園の通常の経路で起きた事故、その他保育園の管理下における災害に対して、災害共済金を給付する制度です。万一の場合に備え、災害共済給付の適用を受けられるよう、全員に上記保険以外に加入申し込みをしております。給付金が支払われるまで一時的に医療費の立替払いをして頂きますが、(独)日本スポーツ振興センターからは、見舞金の意味も含めて医療費の一割分を上乗せされた金額が納付されます。(但し、1 災害あたり医療点数が 500 点以上の場合に給付対象となります。)

#### 15・守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1)正当な理由がない限り、保育の提供にあたって知り得た利用児童及びその家族の個人情報を他者へ公表しません。
- (2)利用児童の居住市町村が認定する毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用します。

#### 16・留意事項

当該重要事項説明書の記載事項に変更が生じる場合には、事前にご説明いたします。

利用児童における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称： スクルドエンジェル保育園 浜松園

説明者職： 園長

氏名： 門川 舞依



私は、本書面に基づいて「スクルドエンジェル保育園 浜松園」の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意した上で、貴事業所の利用を申し込みます。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：



児童から見た続柄：

